

酪農学園大学外国人留学生に関する規程

制 定 昭和47年10月19日

最終改正 平成14年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、酪農学園大学学則第49条第3項の規定に基づき外国人学生の内、外国人留学生に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 外国人で我が国に留学することを目的として入国し、本学に学生として入学許可された者を外国人留学生という。

(定員外)

第3条 外国人留学生は、定員の外とすることができる。

(入学資格)

第4条 入学資格は、次のとおりである。

- (1) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれと同等以上の学力をもつと認められる者
- (2) 学則第18条の入学資格を有する外国人で外国政府、その他外国の公共団体からの推薦があるもの

2 前2号に該当するものについて、選考の上留学生として入学を許可することがある。

(選考)

第5条 前条の規定により入学を志願する者に対して、履歴、人物、身体等について選考するほか、修学に必要な日本語及び学力について所定の方法による選考を行う。

(出願手続)

第6条 入学を希望する者は、所定の書式にしたがい入学志願書(写真貼付)等一般入学志願者と同様の書類の他、外国人登録済証明書、身元保証書に検定料を添えて、指定の期間内に願出しなければならない。

(入学手続)

第7条 入学を許可された者は、指定の期間内に定められた入学手続を取らなければならない。なお、在留資格証明書を、必ず添付すること。

2 前項に定める手続を完了しない者に対しては、入学の許可を取り消す。

(転科・転学)

第8条 転科、転学は、原則として認めない。ただし、身体障害その他やむを得ない理由による場合は、この限りでない。

(学士の学位)

第9条 本学に4年以上(獣医学科においては6年以上)在学し、所定の試験を受け、これに合格した者は、学士の学位を与える。

(留学期間)

第10条 学生の留学期間は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第55条に定める大学の修業年限とする。ただし、特別な事情があり在留期間の延長が認められた場合には、必要な期間を延長することができる。

(学年制)

第11条 外国人留学生に対しては、学年制はとらないものとする。

(準用)

第12条 その他修学にかかわる事項は、本学学則の規程を準用する。

附 則

この規程は、昭和47年10月19日から施行する。

附 則

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年12月12日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、1998年(平成10年)4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2001年(平成13年)4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2002年(平成14年)4月1日から施行する。